

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる事業主体が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成19年12月5日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年12月21日から平成20年1月16日まで縦覧に供する。

平成19年12月14日

香川県知事 真 鍋 武 紀

事業主体	土地改良事業名	縦覧場所
久保地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 久保地区	丸亀市産業部土地改良課
樋ノ口北地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 樋ノ口北地区	〃
三谷地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 三谷地区	〃
切池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 切池地区	〃
三の池地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 三の池地区	〃
久保地区共同施行	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 新開地区	〃